

**令和6年度おためし企業体験事業 in HYOGO**  
**企画提案募集要項**

兵庫県では、首都圏在住の求職者や、適職に巡りあえず短期離職を繰り返す就職氷河期世代等の不安定就労者及び就業内容に不安を抱き就職に至らない未就職者等に対し、県内企業をおためし体験できる機会を提供することにより、求職者の適性に合った企業への就職を支援するおためし企業体験事業 in HYOGO を実施します。

実施にあたっては、民間事業者の自由な発想と企画を取り入れ、効率的かつ効果的な運営を確保するため、企画提案コンペを実施することとし、受託希望事業者を募集します。

## 1 業務の内容

令和6年度おためし企業体験事業 in HYOGO

項目	内容
業務内容	(1) 体験者の募集・受付・登録等 (2) 企業体験の受入企業募集・受付・登録等 (3) 企業体験の実施 (4) 滞在支援オプション (5) 受入企業謝金 (6) 採用支援金 ※詳細は別紙「令和6年度おためし企業体験事業 in HYOGO 業務仕様書」を参照。
目標値	受入企業登録企業数：200社 体験者数：500人 〔就職氷河期世代体験者数：体験者数の50%、 首都圏からの体験者数：100人〕 就職者数：50人（うち、就職氷河期世代の正規雇用者数：20人）
限度額	24,166,000円（消費税及び地方消費税含む） ※助成金原資及び支援金原資は含まない
事業期間	契約締結の日から令和7年3月31日（最長）まで

## 2 応募要領

### (1) 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 事業を適切に遂行するに足る能力（※）を有する法人であること。
- ② 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。

- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑥ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者でないこと。
- ⑦ 国、県又は市町からの出資、出えんを受けている団体でないこと。
- ⑧ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

※「事業を適切に遂行するに足る能力を有する」とは、個々に判断することになるが、少なくとも以下の要件を満たしていること。

- ・委託契約前から常時雇用者がいること。
- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ・労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労務関係帳簿類を整備していること。
- ・社会保険、雇用保険、労災保険等について、法令に基づき、適正に手続きがなされていること。
- ・その他、事業の実施にあたり、県との打合せ等に適切に対応できる体制が整っていること。

## (2) 審査について

### ① 審査方法

提出された書類を基に、県労政福祉課を事務局とする審査会において内容を審査し、委託先としてふさわしい者を受託先候補として選定する。なお必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

### ② 審査基準

「事業の遂行能力」（基本的な考え方、業務執行体制、類似業務の実績）

「事業の広報体制」（募集・周知方法の効果、企業開拓・周知方法の効果、広報媒体及び広報量の妥当性）

「事業の運営体制」（各コースの企画・構成、受入企業と参加希望者のマッチング、企業体験の執行管理、人員体制）

などを中心に審査を行う。

### ③ その他

- ・審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する。
- ・受託先候補として選定された者は、県と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会の審査を踏まえた協議を行った上で、提案内容の一部修正を求める場合がある。

## (3) 提出様式等

- ① 企画提案申込書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 事業実施スケジュール（様式3）
- ④ 経費積算見積書（様式4）

※委託料には、当業務に係る所要経費（業務仕様書4（5）での支給金額を含む）を全て見積ること。業務仕様書4（3）①及び4（5）に要する経費を切り分けて記載すること。なお、委託料に助成金原資及び支援金原資は含まない（業務仕様書4（4）及び（6））。

- ⑤ 事業実施に必要な許認可等を証する書類（提案内容による）
- ⑥ 県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類（下記ア、イ）

※提出の日において発行から3か月以内のもの

※県の入札参加資格を有している場合は不要

ア 県税に滞納のない証明

「納税証明書（３）」（兵庫県内の県税事務所が発行）

※公益法人等又は県内に事務所・事業所を有しない事業者で本県での課税実績がない場合は、納税証明書（３）の添付に代えて誓約書（別添様式）を提出すること。

イ 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

「納税証明書 その３の３」（本店所在地を所管する税務署が発行）

⑦ その他、県から個別に提出を求められた書類

（４）企画書等提出期限

令和６年３月４日（月）１７：００必着（持参または郵送）

上記（３）で定められた様式を提出のこと（正本１部 副本６部）

持参の場合の受付時間は、土・日を除く ９：００～１２：００ 及び １３：００～１７：００

（５）企画提案申込書等提出・連絡先

兵庫県産業労働部労政福祉課雇用就労班雇用推進担当

〒650-8567 神戸市中央区下山手通５丁目１０番１号

TEL 078-341-7711（内線 3775） FAX 078-362-3392

E-mail rouseifukushika@pref.hyogo.lg.jp

（６）契約条件

① 契約形態

委託契約とする。

② 契約限度額（消費税及び地方消費税含む）

24,166,000 円

※助成金原資及び支援金原資は含まない

③ 契約保証金

兵庫県財務規則第 100 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合は、全部又は一部を免除する。

④ 委託費の支払条件

原則、実績確認に基づく精算払いとする。

⑤ 委託金額の変更

事情の変化等により、委託契約の内容どおりの事業執行ができない場合は、県との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

⑥ 業務の適正な実施に関する事項

- ・ 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。
- ・ 受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する

る法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。

(7) その他

令和6年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、事業内容及び委託金額等の大幅な変更や、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合があります。